

学位論文審査の手続きについてご注意ください（課程博士）

課程博士論文提出資格申請が認められ、研究指導認定退学後、3年以内に学位論文を提出することが「課程博士」申請の要件です。＜在学時の場合、博士後期課程の3年で「学位」を取得したい（修了する）場合は12月上旬が論文提出期限です。>

研究指導認定を受け退学した後に、論文提出の場合には指導教員と事前に充分相談し、論文提出について確認、承諾を得ておいてください。（3年を過ぎると資格は失効）

文学研究科ホームページで「博士学位論文審査出願手続きについて」を熟読し、不明な点は予め相談してください。（「履歴書」「論文目録」は、事前に下見を済ませてください。）

- 1 論文提出に際しては、指導教員と十分に相談し、提出時期について確認のうえ、「学位審査願」の「教員確認印」を得て、教務掛に提出してください。
なお、「京都大学学位規程」には、「博士論文の審査及び試験並びに学識の確認は、論文受理後1年以内に終わるものとする」と規定され、「最大でも1年間」となります。
- 2 論文提出が研究科会議開催の2週間前までの場合、直後の研究科会議に附議し、調査委員を決定します。ただし、論文提出日と会議開催日との関係で、調査委員の決定まで相当の期間を要する場合があります。また、8月は研究科会議が開催されません。
- 3 研究科会議の決定に基づき、教務掛より調査委員に論文、論文要旨等を送付し、調査委員は査読に入ります。その後、調査委員の協議のもと、（論文提出者との調整を経て）「試問日程」が決定され、教務掛に通知されます。
（論文提出から試問までに要する期間は、論文提出時期や各専修の事情により異なります。）
- 4 教務掛事務担当は、論文提出者及び研究科会議構成員全員に「試問日時・場所・申請者・論文題目」等を通知します。
- 5 試問が行われ、調査委員はその結果を「学位審査報告書」にまとめ、研究科会議に附議します。
提出すべき論文（冊子および電子データ）が未提出の場合には、直ちに製本しPDF（CD-R等）と共に、提出してください。

6 研究科会議で審議され、可否投票を行います。その結果に基づき、可の場合には、総長に学位授与決定の報告を行います。

7 研究科会議の決定が学位授与月（※）の15日までならばその月に、16日以降ならば次の授与月に学位が授与されます。

（※ 授与の日付は5月、7月、9月、11月、1月、3月の23日付。ただし、同日が土曜・日曜及び休日の場合には直後の平日になります。なお、学位授与式は3月、9月のみの実施です。3月は「京都市勧業館みやこめッセ」、9月は「京都大学百周年時計台記念館」で行われます。）

8 学位授与式の案内（学務部教務企画課から送付）を受け、授与式に出席し、学位記は文学研究科で受領します。学位授与証明書については、学務部教務企画課が担当しています。

9 学位取得後、1年以内に「論文公表」が義務づけられています。「論文公表」は京都大学学術情報リポジトリ(KURENAI)上で、公表することになっています。